

☆ご確認ください☆

- 次頁【応募要領】をよくお読みください。
- 各施設の利用承認申請は主催者の方がお手続きください。
- 必ず期限内にご提出ください。平成29年6月25日（日）必着
- 承認結果の通知は7月末頃を予定しております。
- 提出書類（別添）

①豊橋文化祭協賛行事承認申請書 兼 公益財団法人豊橋文化振興財団後援願

②豊橋市 後援願 ※入場料^①の場合は予算書を添付してください。

※豊橋市の共催あるいは後援行事であることが文化祭協賛行事の条件。

【提出先】

上記①の書類

豊橋文化振興財団事務所（穂の国とよはし芸術劇場内）

または

豊橋市民文化会館

上記②の書類

豊橋市役所

●問合せ先

（公財）豊橋文化振興財団（担当：水野・夏目） [TEL]0532-39-5211

平成29年度豊橋文化祭協賛行事応募要領

1. 目的

この要領は、平成２９年度文化祭期間中に、市民の芸術や文化の振興を図るため、市内の文化施設において文化団体が実施する文化事業を協賛行事として広く市民に周知を図ることにより、文化祭の盛上げと市民の文化意識の向上を図ることを目的とする。

2. 協賛期間

原則として平成29年9月30日（土）から11月30日（木）までの2か月間とする。

3. 協賛条件

- | | |
|------------|---|
| (1) 行事実施団体 | 原則として東三河で結成された文化団体または企業 |
| (2) 行事内容 | 広く市民の芸術や文化の振興を図る目的を持ち、公共性が高く、収益を目的としない文化事業であること |
| (3) 行事経費 | 行事に要する経費は、すべて実施団体の負担とする |
| (4) その他 | ・ 公益財団法人豊橋文化振興財団および、豊橋市の共催あるいは後援行事であること
・ 開催場所が確保されていること |

4. 協賛承認

承認申請書受付後、豊橋文化祭委員会にて会議し、公益財団法人豊橋文化振興財団が承認する。

5. 協賛特典

- (1) 公益財団法人豊橋文化振興財団の発行する「豊橋文化祭行事一覧チラシ」などに協賛行事として掲載する。
- (2) 実施団体が発行するポスター、プログラムなどに「平成29年度豊橋文化祭協賛行事」と表示することができる。
- (3) 開催場所が公益財団法人豊橋文化振興財団の指定管理になっている文化施設の場合、期間中1団体1行事に限り施設利用料金を免除する。(穂の国とよはし芸術劇場は含まない)

6. 応募方法

協賛行事の承認を受けようとするものは、「豊橋文化祭協賛行事承認申請書兼公益財団法人豊橋文化振興財団後援願」（別添様式）を提出するものとする。

7. 提出先（以下の①または②）

- ①豊橋文化振興財団事務所 〒440-0887 西小田原町 123
(穂の国とよはし芸術劇場内) [TEL]0532-39-5211 [FAX]0532-55-8192

- ②豊橋市民文化会館 〒440-0862 豊橋市向山大池町 20-1
[TEL]0532-61-5111 [FAX]0532-64-1356

8. 提出期限 平成 29 年 6 月 25 日（日）必着

9. その他

- (1) 協賛行事の申請者は原則として主催者とし、各施設の利用承認申請手続きなども同一の者とする。
- (2) 「豊橋文化祭行事一覧」に掲載するため、入場料やチケット販売所（整理券の場合は配布場所）及び問合せ先（市民の方からの問合せに対応できる方の氏名・電話番号）を必ず記入するものとする。
- (3) 申請を承認したときは、「豊橋文化祭協賛行事兼公益財団法人豊橋文化振興財団後援承認書」を申請者に交付するものとする（7月末頃予定）。
- (4) 協賛内容の変更または著しい差異がみられるときは、協賛を取り消すことができるものとする。
また、これにより生じた損害については一切の責任を負わないものとする。
- (5) 入場料を徴収する行事にあつては、事業の収支予算書の提出を必須とする。

(様 式)

平成 29 年度豊橋文化祭協賛行事承認申請書
兼公益財団法人豊橋文化振興財団後援願

NO.

平成 29 年 月 日

公益財団法人 豊橋文化振興財団 理事長 様

申請者 住 所 〒

(主催者)

団体名 (ふりがな)

代表者

Tel. — —

下記のとおり申請します。

記

行事名	ふりがな											
開催日時	平成 29 年 月 日 () ~ 月 日 ()											
	開 場	午前 午後	時	分	開 演	午前 午後	時	分	終 演	午前 午後	時	分
開催場所												
共催者名												
後援者名												
入場料												
開催内容	(出演者、演目、公演内容など)											
チケット 販売場所												
問合せ先	(TEL)											
E-mail アドレス												

財 団 使 用 欄	受付	区分	実績		利用料金	施設予約	PC 入力	校正		
	／	新規	H25	H26	免除	申請者	／			
	持 付	継続	H27	H28	対象外	対象外				